

3月10日（金）

# 平成 29 年 3 月 10 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	西 村 賢	(自由民主党 青の国)
2 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
5 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩 切 達 哉	( 同 )
7 番	二 見 康 之	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	濱 砂 守	(ひむかの会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	( 同 )
22 番	中 野 廣 明	( 同 )
23 番	黒 木 正 一	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	山 下 博 三	( 同 )
26 番	右 松 隆 央	( 同 )
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
34 番	外 山 衛	( 同 )
35 番	松 村 悟 郎	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	宮 原 義 久	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	凶 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 泰
警 察 本 部 長	野 口 博 継
代 表 監 査 委 員	高 橋 秀
人 事 委 員 長	村 社 秀

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第49号から第70号まで）

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成28年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第49号から第70号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第49号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成28年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、補正額は268億1,200万円余の減額となっております。

歳入財源の主なものとしては、県税が30億4,000万円、地方交付税が27億8,700万円余の増額となる一方、諸収入が104億7,000万円余、国庫支出金が90億6,100万円余の減額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,992億200万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会

計で7億9,600万円余、特別会計で300万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は120億2,000万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で67億5,500万円余の増額、特別会計で10億100万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,705億8,400万円余となります。

次に、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備方針案についてであります。

このことについて当局より、陸上競技場などの3つの県有主要施設について、それぞれ2カ所ずつ選定した整備候補地の概要報告があり、委員より、「スポーツ施設を県内各地に分散して整備することにより、県内地域の交流を促進するとともに、地域の活性化を図ることができるのではないか。宮崎市内周辺に一極集中するのではなく、県内全体でバランスのとれた整備を行うべきではないか」との意見がありました。

また、別の委員より、「前回開催地である木花の運動公園に整備する場合は、津波などへの安全対策が必要不可欠であるが、そのためには多額の費用負担が見込まれる。本県の厳しい財政状況の中で施設整備費用を支出していくことになり、その整備に要する金額は、整備場所を選定する際の重要な判断材料となるので、しっかり示していただきたい。また、費用負担の意向など、施設整備に対する市町村の姿勢も十分尊重して検討していただきたい」との要望がありました。

これに対し当局より、「財政負担や安全面などを考慮しながら、国体開催のためだけでなく、地域振興の視点を含め、丁寧に検討を重

ね、できるだけ早期に、県民や議会に納得いただけるような整備方針を出したい」との答弁がありました。

次に、防災拠点庁舎についてであります。

このことについて当局より、「平成29年3月に実施設計を完了した後、12月に工事に着手し、平成31年12月の完成を目指したい」との報告がありました。

これに対し委員より、災害時に庁舎で対応に当たる職員の数や、そのスペースの確保状況について質疑があり、当局より、「災害時の対応職員は、自衛隊等を含めて約1,400人を想定している。司令塔となる総合対策部室はもとより、防災拠点庁舎の3階から7階のフロアについては、平常時には、防災啓発のための研修室や県庁会議室として使用し、災害時には、応急対策活動の場とすることとしており、十分なスペースを確保できる」との答弁がありました。

これに対し委員より、「大勢の職員が災害対応に従事することになるが、その活動に支障を来さないよう、シャワー室の環境整備や食事の確保については、十分な配慮をお願いしたい。また、防災拠点庁舎や、あわせて整備する県庁5号館を初め、庭園などの県庁周辺施設が一体的に利用しやすいものとなるよう、今後も検討していただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第49号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の

議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第66号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で42億3,200万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,032億3,700万円余となります。

このうち、新規事業「結婚に伴う新生活支援を行う自治体支援事業」についてであります。

この事業は、経済的理由で結婚に踏み出せない方々に対し、結婚に伴う新生活を、住宅の取得費用など金銭面で支援することにより、婚姻数の増加につなげようという市町村の取り組みを支援するものであり、綾町から応募があったものであります。

このことについて委員より、「事業を実施するに当たり、対象者の条件等はあるのか」との質疑があり、当局より、「移住者、在住者にかかわらず、事業開始から来年3月末までに新たに婚姻届を提出され、市町村で受理された夫婦が対象となる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、当事業を地域の人口増及び末永い結婚生活につなげていただくことを要望いたします。

次に、宮崎県地域医療再生基金条例を廃止する条例についてであります。

このことについて委員より、「当基金の廃止により、必要な事業も継続できなくなるのではないか」との質疑があり、当局より、「この基

金により、ドクターヘリの導入など、本県医療提供体制の基盤整備が図られたが、基金事業が終了した現在においても、地域医療介護総合確保基金により、医師・看護師など、医療人材の育成・確保事業等は継続している」との答弁がありました。

次に、宮崎県国民健康保険運営協議会条例についてであります。

このことについて委員より、「当協議会の委員構成をどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「委員11人で組織するが、国民健康保険の被保険者を代表する者として市町村国保運営協議会の委員に就任されている方3名、保険医・保険薬剤師を代表する者3名、公益を代表する者として大学教授等の学識経験者3名、被用者保険等被保険者を代表する者として協会けんぽや健保組合等から2名を想定している」との答弁がありました。

また別の委員より、「県民の意見を幅広く吸い上げるには、もつと構成員の数をふやすべきではないか」との意見がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、高額薬品使用量の増、平成28年熊本地震に係る災害救助に要した費用の求償及び県立宮崎病院の災害復旧工事に伴うものであり、病院事業収益1億6,300万円余、病院事業費用1億6,200万円余及び資本的収入100万円余を増額するものであります。この結果、補正後の病院事業収益は311億4,700万円余、病院事業費用は311億9,100万円余及び資本的収入は38億8,000万円余となります。

このうち、高額薬品の使用についてであります。

このことについて委員より、「がん治療の新

薬であるオプジーボの使用量が急激に伸びたのはなぜか」との質疑があり、当局より、「平成27年12月に肺がん保険適用が拡大されたことが主な要因である」との答弁がありました。

さらに委員より、「治療の初期段階からではなく、医療の過程において、医療側で使用を判断することになるのか」との質疑があり、当局より、「そのとおりであるが、ガイドラインが示されており、どの患者にでも使用できるものではない」との答弁がありました。

これに対して委員より、「オプジーボに限らず、効果的な新薬ができた場合には、高度医療を担う県病院として、できるだけチャレンジしていただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第49号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で62億4,700万円余、特別会計で4,700万円余の減額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は377億4,900万円余となります。

このうち、新規事業「ローカルイノベーション促進施設整備事業」についてであります。

この事業は、工業技術センター・食品開発センターにおいて、産業振興戦略に重点分野として掲げるICT、フードビジネス分野の試験・研究機能及び企業支援強化のための施設整備を実施し、県内企業の新製品開発の促進や技術力の向上等を図るものであります。

当委員会といたしましては、魅力的な新製品開発等を支援することにより県内企業の発展を促し、安定した雇用を創出するなど、地方創生を推進する効果的な事業となるよう、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で82億6,700万円余の減額、特別会計で3,700万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は789億7,300万円余となります。

次に、建設工事等におけるコスト調査の結果についてであります。

このことについて当局より、「コスト調査の結果や、建設業の経営状況及び国や他県の状況を総合的に勘案すると、最低制限価格の水準を見直す状況ではないと判断されること、また、アンケート結果から、予定価格の適正な設定、適切な設計変更等に努めていくことが重要であると再認識できたため、品確法の趣旨を踏まえ、引き続き適切に対応していく」との報告がありました。

これに関して複数の委員より、「建設業者などから、一般管理費の節減等により何とか利益を確保している状況であり、担い手確保のための処遇改善を行う余裕がないとの話も聞いている。建設産業は、災害復旧等において重要な役割を果たしており、人材獲得競争が激しさを増

す中、その担い手を確保するためにも、最低制限価格の見直し等については慎重に検討していく必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「適正な予定価格の設定に努めるほか、適切な設計変更については、現場の状況等を反映できるよう、来年度から受注者と発注者間の協議の場を設けることとしている。今後とも、関係団体等と意見交換をしながら、社会資本整備等で重要な役割を担う建設産業の育成にしっかり取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、建設工事等の入札契約制度については、建設業者からさまざまな意見があることを踏まえ、関係団体と十分に意見交換を行い、必要に応じて見直しを検討するなど、社会資本の整備や防災・減災対策等において重要な役割を担う建設業者が、将来にわたりその機能を発揮できるよう取り組んでいただきますことを要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第49号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で36億2,400万円余、

特別会計で2,100万円余の減額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は235億7,500万円余となります。

このことについて委員より、「不用額が生じているが、事業の進捗管理はうまくできているのか」との質疑があり、当局より、「今回の減額補正は、国庫補助金の内示額が県の予算額を下回ったこと、及び入札の結果で減額になったことの2つが主な要因である。今年度は、事業の進捗管理を部内で共有し、議論するなどしながら十分に留意してきたが、事業によっては目標のレベルまで至らなかったものもある。次年度は、予算をさらに有効活用できるように、より計画的な執行に努めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で66億1,700万円余、特別会計で600万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は505億9,500万円余となります。

次に、高病原性鳥インフルエンザへの対応についてであります。

当局より、本県で昨年12月とことし1月に発生した、2例の高病原性鳥インフルエンザに係る対応状況等についての報告があり、複数の委員より、「自衛隊を初め、建設業協会などの協力を得ながら、迅速かつ的確に防疫措置を実施されたことは高く評価したい」との意見がありました。

その一方で、委員より、「今回の発生農場はいずれも古い鶏舎であることから、鶏舎のあり方も含め、あらゆる視点での研究をすべきではないか」との意見や、「鳥インフルエンザの感染経路がいまだ解明されていない現状では、農

家は、緊張や不安を抱え続けながら、必死に防疫対策を行っている。当局は、農家の立場に立って、その実情などを国に訴えていただきたい」との要望がありました。

次に、建設工事等におけるコスト調査の結果についてであります。

このことについては、先ほどの商工建設常任委員長の報告でも触れましたが、当委員会にも報告がなされたところであり、委員から、「調査結果を踏まえ、「最低制限価格の水準を見直す状況ではない」との対応方針は、直ちに結論づけるのではなく、しっかりと検証していただきたい」との意見がありました。

また、別の委員より、「党の部会と建設業協会等との意見交換の中では、それぞれの業者の営業努力などによるところもあるので、この調査結果が実態を十分に踏まえたものとは言いがたいとの声があった」という意見や、「単独の工事で利益が出ていても、通年で利益が出るのかといった側面についても考えていただきたい」といったさまざまな意見がありました。

当委員会といたしましては、建設業界が果たしているインフラ整備や災害時の緊急対応、さらには、雇用の場の確保といった役割を十分に勘案した上で、持続的に経営が成り立つための建設工事の発注のあり方などを、公共三部でしっかりと議論していただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算

関係議案は、議案第49号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で9億200万円余の減額であり、この結果、補正後の予算額は263億8,400万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で28億1,200万円余の減額、育英資金特別会計で3億8,500万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,069億5,400万円余となります。

このうち、人件費等の不用額についてであります。

このことについて委員より、「教育委員会及び公安委員会において、人件費や退職手当等の不用額が一定以上あることから、その予算計上に当たっては、翌年度の見通しをより精査して積算すべきである」との意見がありました。

次に、県警察本部所有車両の交通事故についてであります。

このことについて当局より、交通事故が6件あったとの報告があり、「交通安全に努めるべき警察官が、たとえ緊急時等であっても事故を起こすことは、県民の信頼を損なうことになりかねないため、さらに職員の研修・指導に努めたい」との説明がありました。

これに対して委員より、「パトカーによる巡回、取り締まり等は、県民の安全な暮らしに

とっては不可欠であるので、その出勤回数に応じたリスクは仕方がないが、今後は、事故がなくなるよう徹底してもらいたい」との要望がありました。

次に、宮崎県美術品等取得基金事業についてであります。

このことについて当局より、「平成27年12月の美術品等取得基金条例改正後初めての作品購入であるが、今回の購入予定作品は、郷土出身で現在中央で活躍する作家の彫刻作品であり、2点の制作時期の異なる特徴的な作品を収集することで、当該作家の研究が進み、県民の財産となり、親しんでいただけると考えている」との説明がありました。

これに関して委員より、「県によるこのような作品収集を、若い次世代の芸術家の励みになるような仕掛けとして生かすなど、今後とも有効に基金を活用していただきたい」との要望がありました。

次に、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備方針案についてであります。

このことについて当局より、陸上競技場、体育館及びプールの整備場所をそれぞれ2候補地に絞り込んだとの報告があり、円滑な大会運営、スポーツランドみやぎの新たな展開及びコスト面等の視点から、どういう検討課題があるかなどの説明がありました。

このことについて委員より、「土地造成費や津波対策経費など、コスト面で不確定要素が多いので、現段階では判断が難しいが、今後、整備コストをより精査した上で、国際大会の誘致などを見据えた国体後の施設の利活用や管理体制、障がい者の避難誘導を考慮した津波対策、市町村の費用負担など、十分勘案してもらいたい」との意見がありました。



当委員会といたしましては、当該施設の候補地絞り込みの最終判断に当たっては、さまざまな検討課題について十分な議論を尽くした上で、合理的で、かつ多くの県民が納得される選定をしていただきますよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] (拍手) おはようございます。前屋敷恵美でございます。私は、日本共産党宮崎県議団を代表して、今議会上程の議案のうち、議案第63号及び第66号について、反対の立場からその理由を述べて討論いたします。

まず、第63号「国営西諸土地改良事業負担金徴収条例及び国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

土地改良法施行令の一部改正に伴い、負担金徴収の利率の見直しを行うとするものですが、本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村財政や住民の暮らしを圧迫させないためにも、税率のいかんによらず、負担金の徴収はすべきではないと考えます。

次に、議案第66号「宮崎県国民健康保険運営協議会条例」についてです。

本議案は、国が2018年度から、国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移す国保の都道府県化に伴い、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するための「宮崎県国民健康保険運営協議会条例」を設置するというものですが、我が党は、国保の都道府県化そのものに反対です。

現在の国保の抱える最大の問題は、高過ぎる国保税が、貧困世帯をより貧困にしているという現実です。国保を広域化・都道府県化すればこうした問題を解決できるのか、どんなメリットがあるのか、国は明快な回答を示してはおりません。国保の都道府県化によって、高過ぎる国保税を抑えるために市町村が行っている一般会計から国保への繰り入れがなくなり、保険税の大幅引き上げにつながることに懸念されています。

そもそも、国民皆医療保険として始まった国民健康保険制度は、構成員の多くは低所得者であり、保険税だけで運営することは不可能なために、多くを国庫負担で賄うことを条件としてスタートした制度です。

もともと国保財政の70%あった国庫負担が、1984年には約50%に低下し、現在は23%程度しかなく、減らされた国庫負担の穴埋めのために、市町村が一般会計や基金を取り崩して繰り入れを行い、高過ぎる国保税の軽減に充てているのが現状です。

国は、都道府県化に伴って、2015年度、国保財政に1,700億円の支援を投じましたが、繰入金半分の程度にしかすぎません。

今後は、県が、県全体の国保財政運営の責任者として、市町村ごとの納付金や標準保険料率

を提示し、市町村へ100%の納付を義務づけることとなります。

しかし、全国的に見て、保険税の平均収納率は90%です。県への100%納付のための方策として、市町村は、90%の収納率でも納付金100%になるように保険税を設定する可能性が一番高いと見られています。当然、高い保険税になるということです。

保険税の高騰を抑えなければ、給付の抑制、受診抑制が迫られることになり、結果、医療費の削減へとつながる。国保広域化・都道府県化の主な狙いはここにあると思います。

現在でも、高過ぎる国保税が問題で、滞納世帯への財産の差し押さえや保険証の取り上げが行われており、命の尊厳さえ脅かされる状況があります。国民に必要な医療を保障するためにも、国庫負担の抜本的引き上げによる保険税の引き下げこそ急がなければならない課題です。

国保加入者の願いは、暮らしを成り立たせ、払うことのできる妥当な保険料で、安心して受診できる公的保険制度です。

そういう点からも、貧困をさらに拡大する危険性のある国保の都道府県化を行うべきでないことを述べて、討論といたします。以上です。

(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第63号及び第66号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第63号及び第66号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに

賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第49号から第62号まで、第64号、第65号及び第67号から第70号まで採決

○星原 透議長 次に、議案第49号から第62号まで、第64号、第65号及び第67号から第70号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成29年3月10日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 宮崎県議会議員 中野 一則  
黒木 正一  
田口 雄二  
横田 照夫  
山下 博三  
西村 賢

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定に

より提出します。

記

議員発議案第2号

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する  
意見書

---

◎ 議員発議案第2号追加日程、採決

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第2号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議案第71号及び第72号追加日程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第71号及び第72号の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題と

することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第71号及び第72号を一括上程いたしません。

---

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 それでは、ただいま提案いたしました議案第71号及び議案第72号について御説明申し上げます。

このたび、宮崎県副知事、稲用博美氏及び内田欽也氏が平成29年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任として、郡司行敏氏及び鎌原宜文氏を平成29年4月1日付で、それぞれ副知事に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。質疑の通告はありません。

---

○星原 透議長 お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす11日から21日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

平成29年 3月10日(金)

次の本会議は、22日午前10時開会、平成29年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時38分散会

3月22日（水）

# 平成 29 年 3 月 22 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	西村賢	(自由民主党 青の国)
2 番	有岡浩一	(愛みやざき)
3 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
5 番	渡辺創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	二見康之	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	清山知憲	(同)
9 番	島田俊光	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	星原透	(同)
14 番	濱砂守	(ひむかの会)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
18 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
19 番	高橋透	(同)
20 番	丸山裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	黒木正一	(同)
24 番	横田照夫	(同)
25 番	山下博三	(同)
26 番	右松隆央	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	徳重忠夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満行潤一	(県民連合宮崎)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後藤哲朗	(同)
34 番	外山衛	(同)
35 番	松村悟郎	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	蓬原正三	(同)
38 番	井本英雄	(同)
39 番	宮原義久	(同)

## 地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	永山英也
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	畑山栄介
福祉保健部長	日隈俊郎
環境森林部長	大坪篤史
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	郡司行敏
県土整備部長	東憲之介
会計管理者	高原みゆき
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教育長	四本孝子
公安委員長	藤田紀
警察本部長	野口泰博
代表監査委員	高橋秀
人事委員長	村社秀

## 事務局職員出席者

事務局局長	甲斐正文
事務局次長	奥野信利
議事課長	長倉健一
政策調査課長	小田博之
議事課長補佐	伊豆雅広
議事担当主幹	松吉浩
議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	森本征明

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第48号まで及び請願）

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成29年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第48号までの各号議案、請願第21号並びに継続審査中の請願第17号及び第20号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外13件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第29号及び第31号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成29年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成29年度一般会計の予算規模は5,778億3,500万円で、T P P対策関連の国庫補助事業の減等により、前年度当初予算と比較して42億3,700万円、0.7%の減となっております。また、特別会計については10.5%の増、公営企業会計については2.7%の増となって

おります。

当初予算の特徴といたしまして、不断の取り組みとして第四期財政改革推進計画を着実に実行しながら、人口減少問題に真正面から向き合い、本県の未来を切り開く中長期的な視点に立った施策を着実に推進していくための「未来志向の地方創生に取り組む予算」として編成されております。

歳入では、まず自主財源については、県税収入が法人事業税の増等により前年度と比較して1.2%の増、地方消費税清算金は地方消費税の減により3.5%の減、繰入金は地域医療介護総合確保基金からの繰り入れの増等により2.3%の増となっております。また、依存財源については、地方交付税が0.2%の減、臨時財政対策債も0.8%の減となっており、それらを合計した実質的な地方交付税額は0.2%の減となっております。

なお、県債残高については平成29年度末で8,642億円程度となり、今年度末と比較して193億円程度の減、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高についても4,862億円程度となり、174億円程度の減となる見込みであります。

一方、歳出では、引き続き地方創生に向けた取り組み、防災・減災対策の強化及び地域経済の活性化を積極的に推進する観点から、特別枠として総額61.4億円が措置されております。

収支不足額については、前年度より縮小したものの、208億円程度となっており、基金の取り崩しにより対応した結果、財源調整のための財政関係2基金の平成29年度末残高は243億円程度となる見込みであります。

このうち、地方消費税清算金について委員より、「平成29年度の税制改正における清算基準の見直しにおいて、人口比率を高める方向へと

シフトされた。本来、地方消費税の引き上げ分については社会保障の充実に充てることとされていることから、これを契機に本県に有利な配分がなされるよう、清算基準の見直しを国に求めていただきたい。また、臨時財政対策債については、平成13年度予算から導入されて以降、事実上の県の立てかえが恒常化し、その累積額も多大であり、地方行政にとっての不安材料である。地方交付税の法定率の引き上げなどの対策を講じ、本来あるべき姿となるよう、国に求めていただきたい」との要望がありました。

これに対し当局より、「安定的な財政運営にとって、財源確保は非常に重要な課題であることから、地方消費税や地方交付税については、法の趣旨にのっとり適切な財政配分となるよう、全国知事会等のさまざまな機会を捉え、国に対し引き続き訴えていきたい」との答弁がありました。

次に、総合政策部の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ130億1,200万円余で、前年度の予算と比較して2.1%の増となっております。

このうち、重点施策関連事業について当局より、「平成29年度は県総合計画アクションプランの折り返しを迎える年であり、人口減少対策と中山間地域対策の強化、世界ブランドのみやぎづくりの推進、成長産業の育成加速化と新たな産業づくりの3つの施策に重点を置いて取り組む」との説明がありました。

これに対し委員より、「人口減少や中山間地域振興などの課題解決を図り、県内全体でバランスよく発展していくためには、きめ細かな視点で各地域ごとの課題を把握することが必要で

ある。そのためには、地域に密着した市町村の取り組みが重要であることから、積極的に市町村に働きかけ、連携を図っていただきたい」との要望があり、当局より、「各市町村でそれぞれ戦略を持って取り組まれているが、市町村間の広域的な連携を図り、より踏み込んだ形で課題を分析・把握し、地域の実情に応じた効果的なよりよい施策が生まれるように、市町村と議論を重ね、ともに取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、新規事業「水素エネルギー利活用促進モデル事業」についてであります。

当局より、「国は、エネルギーの柱の一つとして水素を利活用する構想を定めており、2030年には家庭用燃料電池を国内全世帯の約1割に相当する530万台まで普及させる目標を定めるなど、水素社会の実現に向けた取り組みを進めている。このような動きを踏まえ、これまで関係機関等と意見交換を行ってきたところであるが、今後、県としての構想を取りまとめるとともに、市町村と連携して家庭用燃料電池の設置支援を行うなど、水素エネルギーの利用拡大を図っていきたい」との説明がありました。

当委員会といたしましては、エネルギーの地産地消の実現に向け、集合住宅や新たな住宅団地への燃料電池のモデル的な導入や、再生可能エネルギーを活用した水素の製造などを含むさまざまな可能性について研究するなど、引き続き、大学や民間企業等と連携し、積極的に検討していただくことを要望いたします。

次に、総務部の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ2,642億6,100万円余で、前年度当初予算と比較して2.6%の増となっております。



ます。

このうち、新規事業「消防広域化・常備化支援事業」についてであります。

これは、消防本部が設置されていない、いわゆる消防非常備町村の常備化を後押しするため、市町村が設置する検討協議会の運営支援を行うものであり、当局より、「人口減少や高齢化が進む中で、消防団員の減少や救急業務に対する需要の高まりが予想されている。持続可能な消防体制を構築できるよう、今後の市町村の協議に際しては、県としてもしっかりとサポートし、地域防災力の強化を図っていきたい」との説明がありました。

これに対し委員より、「消防体制の構築など、さまざまな防災・減災対策が必要となるが、県民の安全を守るために、災害に強い地域づくりに今後とも取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外13件であります。継続審査中の請願2件を含め、慎重に審査をいたしました結果、請願第20号については、請願者からの取り下げ申し出を了承し、その他の案件については、お手元に配付の議案・請願委員

会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、第29号及び請願第17号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ1,097億7,500万円余で、前年度の当初予算と比較して5.1%の増となっております。

このうち、新規事業「NEXT100年！民生委員応援事業」についてであります。

このことについて委員より、民生委員の現状及び事業効果に関する質疑があり、当局より、「民生委員の現時点での欠員は、改選当初の104名から84名にまで減っている。ことしは民生委員制度創設100周年の節目に当たるため、若い人たちが民生委員の仕事を実体験する取り組みなどを通じて、県民の理解を深め、担い手の確保等につなげていきたい」との答弁がありました。

次に、訪問看護ステーション等設置促進強化事業についてであります。

この事業は、条件不利地域等における訪問看護ステーションの立ち上げを支援するとともに、JA等による介護・看護サービスへの新規参入の促進を図るものであります。

このことについて委員より、「JA以外にどのような団体を見込んでいるのか」との質疑があり、当局より、「山間地や僻地等において、医療法人や社会福祉法人などにも参入してほしいと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、事業の着実な推進により、農山村地域等における介護・看護提供体制の充実・強化につなげていただくことを要望いたします。

次に、新規事業「農福連携障がい者就労支援事業」についてであります。

これは、就労継続支援B型事業所に農業の専門家等を派遣して、農業に関する知識習得や技術の向上を図るとともに、生鮮野菜等の展示・即売会等を実施することにより、農業と福祉分野の連携を進め、農業の担い手確保や障がい者の工賃向上等を図るものであります。

このことについて委員より、「事業所が望んでいる仕事をきちんと把握した上で、必要とされる技術や知識をつないでいくことが重要である。農作業を通じて働きがいを提供できる、非常に可能性のある事業であり、期待したい」との意見がありました。

次に、新規事業「動物愛護センター「いのちの教育」推進事業」についてであります。

これは、ことしの4月に動物愛護センターが開所するのを機に、動物を愛護する心が芽生える小学生に対し、同センターの動物との触れ合い等を通して動物との共存、命の大切さを学ぶための「いのちの教育」を、教育委員会と連携して推進することで、生命を尊重する心や豊かな人間性・社会性などを育み、究極の目標である犬・猫の殺処分ゼロを目指すものであります。

当委員会といたしましては、今後、動物愛護センターにおいて、動物の命をテーマとした映画「ひまわりと子犬の7日間」などの活用も検討していただくなど、より効果的な「いのちの教育」を推進し、犬・猫の殺処分数の減につなげていただくよう要望いたします。

次に、自殺対策についてであります。

このことについて委員より、「警察庁の平成28年の自殺統計における人口10万人当たりの自殺者数が前年の全国ワースト4位からワースト10位に改善したことは評価できる。その要因をどう考えるか」との質疑があり、当局より、「例えば、自殺者の3分の1がうつ病であるというデータに基づき、小林保健所を皮切りに、かかりつけ医と精神科医との連携を進めたところ、改善につながったことから、実施地域を広げるなど、さまざまなデータを分析し、対策を講じてきたことが要因と考えている」との答弁がありました。

次に、病院局の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計当初予算の収益的収支は、収益316億4,700万円余、費用316億3,600万円余であります。収益から費用を差し引いた収支は1,100万円余の黒字であります。前年度の当初予算と比較して4,000万円余の減となっております。

これは、入院・外来患者数の増等により収益が増加する一方で、職員の給与改定等による給与費の増などにより費用が増加する見込みであることが、主な要因であります。

次に、新規事業「県立病院経営改善事業」についてであります。

これは、県立病院において、診療情報等を活用した専門的な見地からの分析をコンサルタントに委託して行い、有効な経営改善策を講じることにより、安定した経営基盤の確立を図るものであります。

これに関連して委員より、「委託を予定しているコンサルタントの実績はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「国内で100数

十病院のコンサル業務を受託しており、単年度で数億円規模の経営改善につなげた実績がある」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「収支改善を目指す余り、患者に対する治療が二の次にならないように注意してほしい」との要望がありました。

さらに、別の委員より、「病院局の役割として、自分たちで調査した上で、課題を把握し、経営改善につなげることも必要ではないか」との意見がありました。

次に、西池医師公舎外壁改修工事についてであります。

このことについて委員より、「県立宮崎病院の再整備について議論がある中で、同病院の医師公舎の外壁改修を行わなければならない緊急性があるのか」との質疑があり、当局より、「医師公舎は建築後27年が経過しており、外壁のひび割れ部分などから雨漏りしている。仮に移転するとしても10年ぐらいはかかるため、放っておける状況ではなく、医師確保の観点からも改修が必要だと考えている」との答弁がありました。

次に、県立宮崎病院再整備についてであります。

このことについて委員より、「収支計画は病院局が独自に作成したものなのか」との質疑があり、当局より、「総務省のフォーマットに基づき、同省と協議しながら、当局で作成したものである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「病院局で算出した事業費が基本構想時から大幅に増加したこともあるので、専門家の意見も踏まえながら、収支計画の妥当性をきちんと検証すべきではないか」との意見がありました。

また、委員より、「事業費の大幅な増加につ

いて、納得できないという声が議会に多くあるので、納得させる努力をしてほしい」との要望があり、当局より、「事業費が増大していることについて、議会への報告がおくれ、本当に申しわけなく思っている。金額が膨らんだことについては、議会や県民の皆様には十分理解いただけるよう努力していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県立宮崎病院再整備に要する金額が膨大となっており、開院後の病院経営への影響が非常に懸念されることから、改めて収支計画等の妥当性を検証し、議会に対して丁寧に説明していただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて427億7,900万円余で、前年度と比較して0.5%の減となっております。

このうち、小規模事業対策について複数の委員より、商工会や商工会議所における経営指導員等の人件費補助対象人員が減少していることについて質疑があり、当局より、「実態に即して見直しを行っており、平成28年度と比べて2名減少しているが、一方で、経営指導員等の資質向上を図るため、研修等の充実強化に努めているところである。小規模事業者数が減少傾向にある中、商工会等の果たす役割は大きくなっているため、これまで以上に商工業者から頼られる存在となるにはどのような体制が望ましいのか、引き続き商工会等と十分に話し合ってもらいたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、小規模事業者は地域社会を支える重要な役割を果たしており、宮崎県中小企業振興条例においても持続的な発展がうたわれていることから、商工会等の経営支援能力が十分確保されるよう、引き続き支援いただくことを要望いたします。

次に、宮崎版DMO推進事業についてであります。

この事業は、みやざき観光コンベンション協会にマーケティング力やコーディネート力にすぐれた専門人材を配置し、宮崎版DMOを確立するための事業を実施することで、「稼ぐみやざき観光」を推進するものであります。

このことについて複数の委員より、専門人材の選定や活用等について質疑があり、当局より、「選定方法は協会と検討中であるが、単に専門知識があるだけでなく、データ分析に基づいた売れる旅行商品の開発や、その売り込みを効果的に行える方をお願いしてまいりたい」と

の答弁がありました。

これに関して委員より、「これまでの事業の延長ではなく、専門人材の知見を生かした新たな視点や手法で宮崎版DMOを推し進めるため、今後の事業展開もしっかりと見据えながら、その核となるにふさわしい人材を選定いただきたい」との要望がありました。

次に、県土整備部の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて711億6,200万円余で、前年度と比較して0.4%の減となっております。

このうち、新規事業「美しい宮崎づくり推進事業」について委員より、「啓発活動がメインのようだが、実際に県民による活動が行われるための体制づくりが重要である。この予算額では、啓発はできても体制づくりまでは難しいのではないかと」の質疑があり、当局より、「これからは行政主導ではなく、県民や事業者の方々みずから美しい宮崎づくりに取り組んでいただきたいと考えており、まずはそのための普及啓発に力を入れてまいりたい。また、今後策定する推進計画については、PDCAサイクルをしっかりと構築しながら、必要な予算措置を行うなど、美しい宮崎づくりの推進に努めてまいりたい」との答弁がありました。

このことについて委員より、「推進計画が形だけに終わらないよう、9年後に控える宮崎国体も念頭に置きながら、県民一体となった美しい宮崎づくりが着実に進むよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、商工観光労働部と県土整備部の連携による効果的な観光推進についてであります。

予算審査の中で、商工観光労働部より、サーフコーストみやざきづくり推進事業などの観光

推進施策の説明があり、委員より、「サーフィンをスポーツランドみやぎきの大きな柱として確立し、国際大会の誘致活動等を行うとのことだが、アクセス道路等の周辺環境もあわせて整備しなければ、効果は薄いと考える。県土整備部等とも連携して取り組む必要があるのではないか」との意見がありました。

また、県土整備部から、美しい宮崎づくり推進条例の制定について説明があり、その際、委員より、「美しい宮崎づくりは観光推進にもつながるため、観光施策と関連づけて取り組む必要があるのではないかと」の意見がありました。

観光推進施策やスポーツ合宿・イベントの誘致などを効果的に行うためには、その目的に沿った周辺環境の整備についてもあわせて検討することが重要であることから、当委員会といたしましては、部局間で事業目的や目標を共有し、その達成に向け、足並みをそろえて取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれ

も全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて220億200万円余で、前年度と比較して4.5%の減となっております。

このうち、新規事業「食品ロス削減運動推進事業」についてであります。

このことについて委員より、「食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは大変な社会問題であるので、一般家庭の協力はもとより、飲食店や宿泊施設等といった事業者と連携しながら、総力を挙げてその削減を進めてほしい」との要望がありました。

これに対して当局より、「食品ロス削減については、県民一人一人の意識の醸成を図るとともに、食品ロスを削減するためのシステムづくりをあわせて行っていくことが重要である。食品の生産から流通、消費に至る各分野の事業者や行政機関等と連携しながら、しっかりと取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、山村集落定住環境緊急整備事業についてであります。

これは、過疎地域等を対象に、土砂流出防止施設の整備や水源確保対策を実施し、災害に強い集落を緊急に整備することにより、集落機能の保全と定住の促進を図るものであります。

このことについて委員より、「災害時において集落の避難場所となるべき公民館等が災害危険箇所となっているケースもあるので、そのような施設周辺の防災力向上には特に御努力をお願いしたい」との要望がありました。

また、複数の委員より、「緊急整備が必要な

箇所数は多いと考えるが、その割には予算額が少ないのではないかと意見があり、当局より、「災害現場を訪問する中で、その切実な状況を肌で感じてきた。このような事業を契機として、災害に強い県土づくりを市町村とともに進めていき、その中で需要が多ければ、翌年度に向けての議論をしてみたい」との答弁がありました。

次に、山村地域の持続的な発展に向けた対策の推進体制についてであります。

このことについて当局より、「昨年の杉素材生産量25年連続日本一の達成を踏まえ、今後の25年、50年に向けて、平成29年を本格的な「再造林元年」と位置づけ、地域ごとに抱えるさまざまな課題に対応した取り組みが進められるよう、新たな推進体制を整備したところである。この推進体制を山村地域の持続的発展推進会議、通称「山会議」と命名し、西臼杵支庁や各農林振興局単位に設置した地区協議会と、本庁に設置した推進本部が連携し、市町村や関係団体等と一体となって、循環型林業の推進、山村地域の活性化及び山村地域の所得向上の3つの対策に重点的に取り組むこととしている」との説明がありました。

これに対して委員より、山会議の役割について質疑があり、当局より、「林業施策は、国、県、市町村がそれぞれの立場で推進しており、うまく連携がとれていなかったり、関係団体等においても、お互いに議論できる場が余りないように感じた。また、地域ごとに固有の課題等があることもわかってきたので、横断的に連携し、議論していくための場として山会議を設置した。今後はこれを十分に生かし、その成果を国や県、市町村が行うそれぞれの施策に反映させていきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて400億2,900万円余で、前年度と比較して11.8%の減となっております。

このうち、新規事業「中山間地域農業年収アップ支援事業」についてであります。

これは、中山間地域の営農集団等を対象に、100万円以上の年収向上を目標とする「年収アップ実践プラン」の策定及びその実現のための支援を行うことにより、中山間地域の農業所得の向上を図るものであります。

このことについて委員より、「所得向上を実現するためには、具体的なモデルを示していくことが重要である。市町村等と十分に意見交換を行った上でプランを策定させ、実を結ぶようにしっかりと取り組んでいただきたい」との要望や、「所得向上を達成するためには、その前提として、相応の先行投資が必要になるので、そのことも念頭に入れて、プラン策定等の支援をしていただきたい」との要望がありました。

また、本事業と関連して当局より、「中山間地域で暮らしていくためには、農外所得も重要な収入源であることから、農業所得については本事業で取り組み、農外所得に関しては、環境森林部及び福祉保健部の関係各課と連携して、その対策を進めることとしている」との説明がありました。

これに対して委員より、関係各課との今後の連携の進め方について質疑があり、当局より、「年収向上に関する庁内ワーキングチームを設置しているので、これを最大限に活用し、中山間地域が抱える諸課題の解決に向けて、連携して取り組んでみたい」との答弁がありました。

次に、新規事業「世界農業遺産（G I A H S）地域力育成支援事業」についてであります。

一昨年12月に、高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産の認定を受け、当局ではこれまで、地元5町村やJ A、観光協会等を構成員とする組織体制の構築や、地域資源等に係る情報収集及びロゴマーク作成などの活動を行ってきたところであります。

また、平成29年度は、これらの取り組みをベースに、地域の自主的な活動や、中高生みずからが地域の農林業や伝統工芸のたくみなどを訪問し、その経験や思いを聞き取り、文章化する「聞き書き」による若者育成に対する支援等を本事業で行うことで、さらなる地域活性化を図っていくこととしております。

このことについて委員より、「中高生の聞き書きはどのような効果が期待されるのか」との質疑があり、当局より、「学生がそれらの体験を通じて地域への理解や愛着を深めていくことを期待している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「未来を担う子供たちが、学習活動の中で世界農業遺産について学ぶことは、子供が郷土愛を育むことにとどまらず、保護者にとっても大きな刺激になり、ひいては地域を動かすことにつながる。この事業は、地域の活力向上に大きな効果が期待できるので、積極的に進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。（拍手）〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外7件及び新規請願1件の計9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は一般会計282億7,000万円余であり、前年度予算と比較して4.1%の増となっております。

このうち、「交通安全施設整備事業」についてであります。

このことについて当局より、新年度は信号機14基の新設や信号制御機159基の更新等を行うとの報告があり、全国的にも老朽化対策が大きな課題となっているとの説明がありました。

これに対して委員より、「信号機等の設置は交通事故を防ぐための安全対策の基本であり、命にかかわることでもあるので、一層の予算確保に努めるとともに、事故の原因分析等に基づく適切な優先順位づけをお願いしたい」との要望がありました。

次に、警察官の不祥事についてであります。

これは、今回発生した、警察官が所持していた拳銃で自殺を図った事案についてであり、当局より、「まことに遺憾であり、再発防止に努めてまいりたい」との報告がありました。

このことについて委員より、「このような事業が再び起こらないよう、内面的なケアを含めた警察官に対する指導を徹底してもらいたい」との意見がありました。

次に、企業局の平成29年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益50億4,900万円余、事業費49億3,900万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は1億1,000万円余であります。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益3億7,500万円余、事業費3億6,300万円余で、収支残は1,100万円余であります。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益2,400万円余、事業費2,300万円余で、収支残は100万円余であります。

次に、小水力発電についてであります。

このことについて当局より、平成25年度に建設した下小原発電所の発電設備を町へ譲与する旨の説明がありました。

これに関して委員より、「当該事業の今後の計画はあるのか」との質疑があり、当局より、「当該事業は、小水力発電を検討している市町村等への支援に活用するため、各種データを取得する目的で実証試験を行っていたものであり、今後はこのノウハウを活用した技術的な支援を行うとともに、地域貢献や再生可能エネルギーの開発についても、引き続き取り組んでまいります」との答弁がありました。

次に、教育委員会の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,099億1,800万円余であ

り、前年度予算と比較して1.1%の増となっております。

このうち、新規事業「高校生の県内企業理解・職場定着推進事業」についてであります。

これは、企業と高校のネットワークを強化するために、就職支援エリアコーディネーターを県内8地域に配置することや、県外への就職割合が特に高い工業系高校の1・2年生に対する企業見学会、保護者に対する企業見学会などの実施を通じて、県内企業への理解を深め、高校生の県内就職率の向上を図ることをその内容とするものであります。

このことについて委員より、「保護者に対する企業見学会は、できるだけ早目に設定し、県内企業を就職の選択肢に入れることへの理解が進むようにしてほしい」との意見がありました。

また、これに関連して、「今年度初めて高校3年生を対象にしたアンケートを実施した」との当局の説明に対し、別の委員から、「県内に残りたかったのに県外で就職せざるを得なかった生徒がどのくらいいるのかなど、より施策に反映させられるよう、アンケートの内容を見直しながら進めるべきである」との意見がありました。

当委員会といたしましては、教育委員会が商工観光労働部等とより緊密な連携を図りながら当該施策を推進することで、県内で就職する高校生がふえ、産業界全体の活性化につながっていくことを期待します。

次に、学力向上についてであります。

このことについては、当委員会からの指摘等も踏まえ、当局におかれては、学力調査の分析活用や市町村教育委員会との連携強化、授業改革の推進など、さまざまな取り組みを推進され



ているところであります。

これに関して委員より、「国語力は学力の基本であり、読解力をつけることが学力向上につながっていくと考えられる。日本一の読書県を目指すという事業も展開されているところであるが、学校においても、子供たちが読書に親しみ、その機会をふやしていくことが重要であるので、学校司書等の配置充実をお願いしたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「読解力は新聞を活用した勉強によっても身につくものであり、さらに政治に対する関心を高め、主権者教育にもつながると考えられるので、新聞を活用した授業等についても積極的に進めていただきたい」との要望がありました。

次に、「学校の教育相談体制充実のための外部専門家活用事業」についてであります。

このことについて当局より、学校だけでは解決困難ないじめに対応するための緊急支援チームの設置・派遣等について、「学校では、いじめ不登校対策委員会を設置し、それぞれいじめを見逃さない、そのままにしないという姿勢で取り組んでいる。それでも解決が難しい複雑な事案の場合に、緊急支援チームが調査・検証し、専門的な見地から支援を実施していくものである」との説明がありました。

これに対して委員より、「外部の人が入ってきてすぐに実態を把握することは困難であるし、まずはしっかりと学校の責任で対応すべきである」との意見がありました。

次に、県有主要体育施設整備基本計画策定事業等についてであります。

このことについて委員より、「新年度には主要施設をどこに整備するかを決定することになると思うが、その検討に当たっては、市町村の

負担に不公平感がないようにするなど、十分考慮しながら進めていただきたい」との意見がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。私は、日本共産党を代表して、今議会上程の議案のうち、議案第1号、第29号、第31号及び第41号から第43号について、反対の立場からその理由を述べて討論いたします。

議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計予算」についてです。

地域経済や国民の暮らしに大きく影響を及ぼす安倍政権の経済政策「アベノミクス」の破綻は、明瞭になっています。「大企業を応援し、もうけを上げれば、いずれは家計に回ってくる」と言い続けたトリクルダウン政策は、大企業が史上最高の利益を上げる一方で、労働者の

実質賃金は4年連続マイナス、非正規社員はふえたが、正規社員は3年間で23万人も減少、経済の6割を占める家計消費はマイナスが続き、アベノミクス不況に陥っています。また、影響は一時的とした消費税率8%への増税は、実施から2年が経過しても深刻な消費の落ち込みは続いています。

さらに、異次元金融緩和で大量の資金供給に期待した投機的な動きにより、円安と株高が急激に進み、富裕層や大企業には巨額の利益がもたらされましたが、肝心の実体経済の活性化にはつながらず、国民には円安による生活必需品や資材の値上げが押しつけられています。そして、マイナス金利という異例の策を打ち出しましたが、それも効果を上げず、金融政策は打つ手なしの状況です。

こうした中、国の今年度予算では、戦争する国づくりのために、大軍拡が進められ、軍事費は5年連続で増加し、5兆1,251億円と膨れ上がり、暮らしの予算が削減され、社会保障費は自然増を1,400億円も削減しています。こうした国のあり方は、地方自治体や県民生活に大きく影を落としています。

今年度の地方交付税は前年度を下回り、臨時財政対策債も減額です。こうした国民犠牲が続く中で、県民の暮らしや福祉、地域経済、基幹産業の農業や中山間地域をどう守っていくのか、地方自治体の役割、本旨が問われています。

本年度予算は、一般会計で5,778億3,500万円、基本方針は「未来志向の地方創生に取り組む予算」と位置づけられていますが、地方創生が地方再生につながるのか。また、本年度の重点施策も掲げられていますが、福祉の充実の位置づけは見当たりません。

本予算における問題点を幾つか挙げたいと思います。

第1に、国主導の域を出ない福祉・社会保障の施策で、果たして県民の命と暮らしが守れるのか。中でも、地域医療介護総合確保基金事業は、その財源の3分の2は消費税が充てられ、これからの高齢化に対応するとする地域医療構想のもとに各種事業が実施されますが、その背景にある医療や介護制度の改悪から改悪のもとに進められる事業です。病院から施設へ、施設から在宅への流れがつけられますが、本来、人としての尊厳が守られ、必要な医療や介護がしっかりと保障されるものでなくてはなりません。

また、生活保護扶助費も年々削減され、貧困対策や子育て支援において、県民の暮らしの実情や県民要求が真剣に受けとめられているのか。中でも、子ども医療費助成事業については、就学前までの乳幼児医療費助成事業にとどまっていますが、事業拡大の予算の位置づけが問われていると思います。

第2に、TPP発効が事実上見通せなくなった状況の中で、農業予算では、農産物対策費や畜産振興費などが大幅に減額されています。TPP対策で打ち出された攻めの農業も必要な部分もあるでしょうが、今、必要なのは、家族農業を支え、持続可能な農業にするための価格保障や所得補償の予算、後継者対策の予算など、農家を直接支援することではないでしょうか。また、中山間地域対策も同様です。

第3に、雇用対策や地域経済のかなめである中小企業への対策です。減額されている中小企業金融対策や小規模事業所対策をしっかりと進めると同時に、高校生の県内就職の促進、誘致企業による雇用の促進は、正規雇用や労働条件の

整備など、県民が安心して働ける場をふやすことです。

ほかにも、県民の願いが届かない部分が随所に見受けられますが、自治体本来の仕事である住民の健康と福祉の増進に寄与するために、県民の苦難に心を寄せた行財政運営を求めたいと思います。

次に、議案第29号「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

同議案は、県民の利便性の向上や事務手続の効率化を図ることを理由として、県が定める独自に個人番号を利用できる事務に、「肝炎治療費の助成に関する事務」を追加するものです。今回の県の条例改定は、障害福祉分野におけるマイナンバーの活用範囲を拡大するとする国の方針に沿った対応と言えます。我が党はこれまで、個人番号の利用、いわゆるマイナンバー制度の導入については、その問題点を指摘し、反対の立場から中止を求めてきました。

そもそも、マイナンバー制度の導入は、社会保障を自己責任の制度に後退させ、「負担に見合った給付」の名で徹底した給付抑制を実行し、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を削減していくことが最大の狙いです。全ての国民に個人番号をつけて、税や社会保障の情報を一元的に管理するマイナンバー制度は、利用対象を広げれば広げるほど、個人情報危険にさらされ、国民に負担増をもたらすものであることを問題視しなければなりません。より深刻なプライバシー侵害や犯罪を招くおそれを増大させるマイナンバー制度には反対です。

議案第31号「宮崎県個人情報保護条例の一部

を改正する条例」についても、同じくマイナンバー制度関連の条例改定であり、反対です。

次に、議案第41号から第43号については、林道事業、農政水産関係建設事業、土木事業の執行に伴う市町村の負担金徴収を行うとするものです。

本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然です。全国知事会においても、「直轄事業負担金制度改革は、地域主権の確立に向けた重要な課題である」として、負担金制度の廃止を求める提言を行っておりますが、市町村とて負担の重みは同じです。こうした点からしても、負担金の徴収をすべきではないと考えるものです。

以上、各号議案に意見を述べ、討論いたします。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次に、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております2つの請願について討論をいたします。

まず、請願第17号「子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願書」であります。委員長報告は、継続審査に決したとのことでありましたが、継続審査を改め、本請願を採択すべき立場から申し上げます。

本請願は、昨年9月9日に提出されたものであります。請願は、主権者である県民が直接、県政に参画する重要な形態の一つであり、請願の趣旨を是とするか否とするかは別にしても、一日も早く結論を出すことは、県民に対する責任であると考えます。本請願は、これまで2回の定例会において継続とされたもので、これ以上の先送りは許されないものと考えます。

請願の趣旨は、子供の医療費を中学校卒業ま

で無料にすることという一点であり、実に明快なものであります。子供の医療費無料化の拡大については、本議場においても多くが議論されてきたところであります。子供の貧困の状況などからも、その重要性については行政当局も認めているところでありますが、この制度は国の責任として行われることが望ましいという立場にあるようであります。私は、2つの点で問題があると考えます。

第1は、無料化の拡大は喫緊の課題であると同時に、最も重要な課題であるからであります。今日、6人に1人の子供が貧困状態にあります。貧富の格差はさらに拡大していくものと思います。生まれ育っていく環境に関係なく、全ての子供がひとしく医療を受けられるようにするのは、まさに政治の責任であります。したがって、国の制度を待つまでもなく、全国の多くの自治体で制度の拡大が図られており、県内においても、入院では、中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが7自治体、通院では、中学校卒業までが10自治体、小学校卒業までが4自治体と広がっております。また、新富町、川南町、木城町では、入院、通院とも高校卒業までに拡大されております。

第2に、国の責任において全国統一的に実施させるためにも、各都道府県を初め自治体が先行して拡大・実施することが重要ではないでしょうか。無料化を実施している自治体に対して、政府は不当にもペナルティーを科してしました。平成30年度から、就学前までについてはこれを解くということではありますが、この不当なペナルティーの解除も、この制度が全国的に広がり、今や国民的常識とも言うべきところになって、これが政府を動かしていると思いません。

次に、請願第21号「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」法案に反対する請願」について、委員長報告は不採択であります。不採択に反対の立場から討論いたします。

政府は、テロ等組織犯罪準備罪・共謀罪を閣議決定いたしました。共謀罪法案は、過去3回、国会に提出されましたが、国民の人権を侵害するものとして、多くの国民や弁護士会などの反対によって、いずれも廃案になってきたものであります。

今回、テロ等組織犯罪準備罪に名称を変えておりますが、憲法が保障する国民の思想及び良心の自由、表現の自由、集会・結社の自由などの基本的人権に対する重大な脅威となることは何ら変わるものではありません。

安倍首相は、共謀罪を制定しなければ国際組織犯罪防止条約が締結できず、東京オリンピックは開催できないと主張していますが、これは全くのまやかしであります。確かに条約第5条で立法を求めています。同時に、第34条第1項には、「自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる」とあります。承知のように、日本では犯罪が実行されたことを処罰することが基本原則であり、これに反する共謀罪は必要ありません。

安倍首相は、テロ等組織犯罪準備罪は共謀罪ではない、つまり、国際組織犯罪防止条約が、あたかもテロ対策の条約であるかのように主張していますが、これも全く違います。この条約は、マフィア発祥の地イタリア・シチリア島のパレルモで署名会議が開かれ、パレルモ条約とも呼ばれるものであります。名称からもわかるように、マフィアや暴力団などの国際犯罪を取り締まるためのものであります。この条約の中には、テロやテロリストという文言はどこにも

ありません。

国連広報センターのホームページでは、テロ行為を防止するための14件の普遍的な法律文書が紹介されていますが、国際組織犯罪防止条約は入っておりません。また、日本政府は、14件のうち、発効済みの条約13本全てを締結いたしております。日本の刑法には、既に殺人予備罪や凶器準備集合罪など、テロなど重大犯罪の実行以前に取り締まる制度があります。銃や刀剣の所持自体が禁止されております。したがって、テロに対しては現行法で対処できるものがあります。

共謀罪は、実際には起きてもない犯罪について2人以上で話し合いただけで犯罪に問える実に恐ろしい法律であります。実際に起きた犯罪行為のみを罰し、思想や内心を処罰しないという大原則を根本から変えるもので、思想や内心の自由を侵してはならないと定めている憲法第19条に反するものです。

政府は、組織的犯罪集団の行為のみが対象だと言っておりますが、これも限定はありません。何がテロ組織に当たるかについても定義はなく、組織的犯罪集団の認定は捜査機関が行うこととなります。戦争法の発動や憲法9条改憲に対する抗議の集会やデモなどが騒乱罪や組織的威力業務妨害罪に当たるとみなされたら、市民団体や政党が組織的犯罪集団とされ、一般市民が犯罪主体にされます。

準備行為がなければ処罰できないという説明も、重大な問題を含んでいます。何らかの準備行為があれば足りるというもので、例えばATMでお金をおろすことも含まれます。一旦警察が疑えば何でも準備行為とされ、共謀参加者のうちの1人が準備行為を行えば、相談にあずかった者は共謀罪に問われるものであります。

つまり、準備に犯罪の本質があるのではなく、共謀が本質でありますので、国民の内心を処罰の対象とするものであります。

共謀罪は、名称を変えても共謀罪であり、悪名高い治安維持法の現代版と言うべきものであります。日弁連を初め、全国の弁護士会が反対の態度を表明するのも当然であると思います。国会の内外で大きな闘いと運動になると思います。私どもは、市民や野党との共同を大切にしながら、憲法と民主主義を守る歴史的な闘いとして全力を尽くす決意であります。

以上で討論を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号、第29号、第31号及び第41号から第43号まで採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第29号、第31号及び第41号から第43号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第28号まで、第30号、第32号から第40号まで及び第44号から第48号まで採決

○星原 透議長 次に、議案第2号から第28号まで、第30号、第32号から第40号まで及び第44号から第48号までの各号議案について、一括お

諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第20号採決

○星原 透議長 次に、請願第20号についてお諮りいたします。

本請願については、請願者から取り下げの申し出があり、付託先の厚生常任委員会において、これが了承されております。本請願の取り下げを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本請願の取り下げは承認されました。

---

◎ 請願第21号採決

○星原 透議長 次に、請願第21号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますの

で、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第17号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○星原 透議長 次に、さきに提案のありました副知事の選任の同意についての議案第71号及び第72号を一括議題といたします。

〔郡司農政水産部長退席・退場〕

---

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議案第71号及び第72号の「副知事選任の同意について」、討論をいたします。

同議案は、副知事の任期満了に伴う後任人事で、前回に続き、副知事2名が提案をされました。

我が党は、前回から導入された副知事2人制には賛成できない立場を表明し、これまでも副

知事人事については、県内事情に精通した、県内、庁内人事をもって充てるべきだと提案してまいりました。今回もその立場です。

したがって、今回、議案第72号で提案されました鎌原宜文氏に関しましては、同意することはできません。しかし、もとより御本人の人格や見識を何ら問うものではないことを申し上げておきたいと思っております。

また、議案第71号で提案されました郡司行敏氏につきましては、同意したいと思っております。

以上をもって、副知事人事についての態度表明といたします。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議案第72号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第72号についてお諮りいたします。

本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

### ◎ 議案第71号採決

○星原 透議長 次に、議案第71号についてお諮りいたします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

〔郡司農政水産部長入場・着席〕

---

### ◎ 特別委員長調査結果報告

○星原 透議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、みやざき創生対策特別委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) みやざき創生対策特別委員会でございます。御報告いたします。

当委員会では、みやざき創生対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

我が国の総人口は、2015年の国勢調査において初めて減少に転じ、本県を初め、39の道府県で前回調査を下回り、まさに人口減少社会の到来を象徴する結果となりました。

本県では、平成27年9月に「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、今年度から、県及び市町村において地方創生の取り組みが本格化したところであり、今後はさらなる深化が求められています。

このような中、本県議会におきましては、昨年度、地方創生対策特別委員会を設置し、地域経済の活性化、雇用対策及び高齢者が安心して暮らせる地域づくりについて調査活動を行いました。

当委員会では、昨年度の調査活動を踏まえ、喫緊の課題である地方創生について、本県独自の課題に絞り込み、引き続き調査を行う必要があるという観点から、「人口減少の抑制に関すること」「これからのみやざきの産業に関すること」「高齢者が住みやすい社会に関するこ

と」を調査事項といたしました。

以上の内容について積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、時間の都合上、ここでは主なものに絞って御紹介いたします。

まず、「人口減少の抑制」についてであります。

平成8年をピークに人口が減少傾向にある本県において、人口減少対策は待ったなしの状態であり、県の来年度の予算においても、人口減少対策を重点施策に掲げて取り組むこととしております。また、人口減少対策は、すぐに効果があらわれるような決め手となる施策が少ないため、自然減対策と社会減対策を中長期的に展開していくことが重要です。

当委員会では、本県の総合戦略に掲げられた2060年の将来人口80万人超という困難な課題の克服に向けて、少子化対策と移住施策について調査を行いました。

まず、少子化対策についてですが、訪問した島根県は、少子化に関する県独自のアンケート調査を実施し、約75%の人が、「子育てに対する負担、不安がある」と回答しており、その結果を踏まえ、子育て世代の経済的負担を軽減するため、第3子に加え、第1子、第2子に係る3歳未満の保育料の軽減に取り組んでおります。

本県においても、県が実施した「結婚・子育て意識調査」によると、理想より予定している子供の数が少ない理由として、約48%の人が「子供を育てること全般においてお金がかかるから」と回答しており、島根県と同様に経済的な理由がトップであることを考慮すると、子育て世代に対する経済的支援は必要ではないかと考えます。

また、子育て世代への負担を軽減するためには、仕事と家庭の両立も大きな課題です。島根県が実施している「こっころカンパニー事業」では、子育て環境の充実に積極的に取り組む企業を「こっころカンパニー」として認定し、その認定を受けると、企業のイメージアップにつながるばかりでなく、県の融資制度や入札制度での優遇が受けられるメリットがあります。この事業の実施により、県は企業側に対して、子育て支援に積極的に取り組んでいる姿勢を示すことができ、また、職場内の子育てに対する機運の醸成を図ることができます。

本県の総合戦略では、「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う事業所数を1,100件にふやすことを目標としておりますが、県が仕事と家庭の両立に積極的に取り組んでいる姿勢を示すためにも、企業に対する具体的な支援が必要ではないかと考えます。

次は、重点的に調査を実施した移住施策についてです。

毎日新聞社等の調査によると、平成26年度に地方自治体の移住施策を利用するなどして移住した人は、全国で1万1,735人と1万人を超えており、年々増加傾向にあります。

本県の総合戦略における県内への移住世帯数の目標は、平成27年度から31年度の5年間で1,200世帯としており、平成27年度の実績が202世帯であることを考慮すると、さらなる移住施策の推進が求められています。

県では、市町村と連携し、空き家バンク制度などの支援策を活用した移住者数を把握しているところですが、そのような支援策を頼らずに移住された方も多く、その実態把握は難しい状況です。しかし、そのような支援策を活用せずに移住された方は、恵まれた自然や文化、食な



ど、真に本県の魅力を感じて移住された方であり、支援策に頼らない移住者数、U I J ターン者数を把握することにより、さらに効果的な施策の展開につながるものと考えます。

県当局には、県内市町村等の関係機関と一体となって、全体的な移住・U I J ターン者数の把握に努めていただくよう要望いたします。

また、県は関西地方でも移住セミナー等を実施していますが、宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンターは県外では東京都のみに設置しており、本県の移住施策は、関東地方を中心に展開されているように感じます。関西地方は、集団就職で本県から金の卵として移住された方も多く、本県にゆかりがある、またシンパシーを感じている移住予備軍がいる可能性は高いと思われるので、関西地方に対しても積極的に移住施策を展開すべきではないかと考えます。

次に、「これからのみやぎの産業」についてであります。

人口減少に伴い、産業全般における就業人口の減少や生産力の低下が懸念されています。今後、本格的な人口減少社会に対応し、本県経済の活力を維持・拡大するためには、本県の産業構造の特性を生かした取り組みが必要です。

委員会では、本県の特性や強みを生かした成長産業として、フードビジネス、農林水産業における生産性向上や高付加価値化に向けた取り組み等について調査を実施しました。その中で、本県が産学官との共同研究により開発した世界最速の残留農薬分析装置及び機能性成分分析への取り組みについて、委員から、「機能性成分の分析技術を農業試験場にフィードバックし、品種改良に生かすべきではないか」といった意見が出されたところです。

県当局には、この分析技術を活用し、本県の

農産物の安心・安全・健康というブランドのエビデンスに加え、新たな高付加価値の創出に挑戦し、その付加価値をしっかりと消費者に発信する取り組みも推進していただくよう要望いたします。

最後に、「高齢者が住みやすい社会に関すること」についてであります。

高齢者が住みやすい社会づくりにおいて、まずは高齢者自身が心身ともに健康であることが何より求められます。

近年、健康に関する指標として注目されている健康寿命について、委員から、「日常生活が制限されてしまう要介護状態に注目し、その要因である脳卒中や認知症等、それらの予防にしっかりと取り組むことが健康寿命の延伸につながる」との意見がありました。

また、高齢者が心身ともに健康であるためには、心と体の関係から、生きがいがづくりは極めて重要です。県の健康長寿社会づくりプロジェクトでは、生きがいがづくりとして社会参加や就労を掲げていますが、さらに県民運動として盛り上げるためには、高齢者の生きがいを具体的に例示し、県民へ浸透させていくことが大事ではないでしょうか。生きがいがづくりの例示により、高齢者を初め、若者にも生きがいがづくりの大切さを伝えることにつながると考えられるため、健康長寿日本一に向けて、生きがいをテーマとした健康講座の開催など、生きがいがづくりの啓発にさらに取り組んでいただくよう要望いたします。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、地方創生に向けた取り組みは多岐にわたり、各施策については一体的かつ中長期的に取り組んでいく必要があります。一方、国においては、人口減少対策で効果を上げた自治体

に地方交付税を一層手厚くするといった方針が表明されるなど、段階的に成果が求められようとしています。

調査先からは、「地方創生の成功条件は正しい戦略と継続であり、キーパーソンをかえなことが大事である」といった御意見をいただきました。先に申し上げました移住施策に置きかえても、相談窓口の担当者が次から次にかわれば、移住希望者との信頼関係を築くことができず、移住者を呼び込むことが困難であり、同様のことが言えるのではないかと考えます。

今後、地方創生に向けた取り組みが一層加速し、さらなる深化の段階に入りますが、本県の総合戦略で掲げる各施策の目標達成に向け、適宜、施策効果を検証し、より実効性の高い戦略へと成長させるとともに、本県が目指す人口減少に対応した社会づくりと「新しいゆたかさ」の実現に向けて、本県の力を一層結集させ、オールみやざきで取り組んでいただくことを強く要望して、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、海外経済戦略対策特別委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、海外経済戦略対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

近年、諸外国での輸入規制の緩和や東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、さらには海外展開に向けた企業意識の高まりなど、経済交流を進める上での環境変化が見られます。

国においては、「世界に経済連携の網を張る」という考えのもと、世界各国・地域との経

済連携に向けた交渉の強化など、企業の国際ビジネスチャンスの拡大に向けた事業環境の整備や成長市場の獲得の推進などに取り組んでいるところです。

また、県内においても、海外への直接投資や、東アジアに限らず、よりグローバルに事業展開を行う企業が見られ、さらには、多様な主体、多様な分野での国際交流により構築したネットワークを経済交流分野に生かす取り組みなど、みずから持つ強みや資源を生かし、創意工夫をしながら、世界で稼ごうとする動きが見られます。

本県では、こうした近年の市場環境の変化や県内企業のターゲット国・地域の多様化等に対応するため、「みやざき東アジア経済交流戦略」を発展的に継承した「みやざきグローバル戦略」を昨年3月に策定し、世界市場にも視野を広げた取り組みを推進し、海外との交流拡大を図るよう取り組んでいます。

このような状況を踏まえ、当委員会では、戦略として本県がさまざまな分野で海外展開を進めていく中で、経済分野に絞り込み、課題を見出しながら調査を行う必要があるという観点から、「本県の海外経済戦略に関すること」「インバウンド対策に関すること」「アジアとの交流促進に関すること」「輸出拡大に向けた取り組みに関すること」を調査事項に決定し、主な項目別に調査活動を行ってまいりました。

今回は、特に重点的に取り組んでまいりました「海外への展開促進の取り組み」について、述べさせていただきます。

県では、これまで東アジアを中心に県内生産品の認知度向上や販路開拓に取り組んできたところであり、近年、輸出に取り組む中小企業・団体数や、農水産物、加工食品、木材等を初め

とする県内生産品の輸出額は増加傾向にあります。そのうち、農畜水産物については、輸出額の8割近くを占める畜産物を初め、農産物、水産物とも輸出額が増加しており、主な輸出先は香港、シンガポール、台湾などの東・東南アジアが輸出額の半分以上を占めています。また、県内企業の海外進出の状況等について、県の調査によると、進出先の国・地域は、東アジアが約47%と最も多く、主に中国、香港、台湾となっています。

当委員会では、こうした現状を把握するため、県内生産品の輸出や県内企業の海外進出などの海外展開の状況について、県内の海外展開企業や貿易関連団体等の方々と意見交換を行うとともに、特別委員会では18年ぶりとなる海外調査により、香港・上海を訪問し、本県の海外展開の状況を、実際に現地のショッピングモールやデパート、本県企業の海外事業所において調査するとともに、現地の政府関係機関等と意見交換を行うなど、精力的に調査活動に取り組んできたところであります。

以下、意見交換先や海外調査先からいただいた御意見等を中心に御紹介いたします。

まず、海外展開に取り組む中小企業等への支援の観点では、自社製品の輸出を行っている海外展開企業から、「他県では海外への輸送に伴う優遇措置があるため、本県にも同様の支援制度があるとありがたい」との意見を伺いました。海外展開に意欲のある中小企業を後押しする施策の必要性を感じたところであります。

また、海外に現地法人を有する海外展開企業からは、「厳格な輸入品検査により、一つの商品が検査にひっかかると積み荷合わせの荷物の通関にまで影響し、一部が廃棄処分となること」や、「残留農薬問題による輸入規制のた

め、社員を派遣した催事場に販売するものが届かないこと」があるなど、輸送上のリスクに苦慮している状況があることを伺いました。

本県では、世界最速の残留農薬分析のほか、HACCP等の海外輸出に対応したキャビア加工場の整備や、EU等輸出基準に対応した最新鋭の食肉処理施設の整備など、海外の輸出に対応するための取り組みを進めているところでありますが、積極的に輸出に取り組む企業のリスクの低減につながるよう期待するものであります。

次に、県内生産品の輸出拡大の観点では、意見交換先の海外に現地法人を有する海外展開企業から、「商品は何が当たるのかわからない部分もあるので、他にないようなものの開発を急ぎ、実際に挑戦してみることが大事であるが、県などが一体となって農商工連携でやらないと難しい」との意見を伺いました。

また、ジェトロ宮崎からは、「付加価値を高めて、相手にいかに伝えるかというところが日本企業ではまだ徹底されておらず、伝え方の工夫が課題である」との意見や、宮崎県輸出促進コーディネーターからは、「生産現場などをもっとクローズアップして具体的に見せるだけで宮崎のPRになり、また、現地消費者も安心できるので、ブランドという面でも必然的にリンクして輸出先にアプローチができ、海外市場に展開していく可能性は十分にある」「香港やシンガポールでは生産風景などを見たことがないことから、生産者の顔が見えること、そして、こだわりをアピールすることが大事である」との意見が出されました。

また、香港貿易発展局では、「宮崎は香港でのスタートがおくれたが、さらに農畜産物の輸出をふやすための手法等があれば教えてほし

い」との委員の質問に対し、「香港への輸出のスタートがおくれても関係がない。あくまでも物自体の質のよさや付加価値があるといったすぐれた点を消費者にアピールすれば成功できる」との回答がありました。

県産品の質や付加価値を高め、取引先や消費者等へのアピール方法を工夫することにより、県内生産品の輸出拡大につながっていくのではないかと考えます。

また、上海市国際貿易促進委員会では、「中国は世界第1位の貿易大国であり、外国からの投資比重はだんだんと高まっており、海外貿易・投資は中国経済発展の重要な牽引力である」との話や、上海の日系デパートや県内企業の上海事業所からは、「中国経済はまだまだ伸びる。特に上海市の可能性は大きい」「中国は日本の10倍強の人口があり、巨大なマーケットとして非常に魅力を感じている」との話を伺いました。

また、在香港日本国総領事館では、日本からの食料品の輸入額は、香港における食料品・食料加工品の輸入額全体の約5%を占めるにすぎず、「まだまだ伸び代はある」との話を伺ったところです。

海外調査先との意見交換で、上海・香港市場への期待の大きさ、今後の本県の輸出拡大の可能性を感じたところであります。

次に、海外からの誘客促進の観点では、在香港日本国総領事館では、「香港人の訪日旅行のリピーターは非常に多く、5人に1人は10回以上日本を訪問している」との話を伺いました。これは、日本の地方への定期直行便がふえてきていることなども影響しているようですが、直行便のある本県としても積極的に誘客対策に取り組むほか、ソウル便や台湾便も含め、外国

人、日本人、双方の利用促進により安定的な運航の維持に努めながら、増便や新規路線の開拓等につなげていく必要があると感じたところであります。

以上、調査先からいただいた御意見を中心に御紹介してまいりましたが、まず、輸出拡大に向けた取り組みにおいては、人口減少に伴い、国内市場の縮小が見込まれる中で、輸出拡大を進めていくために、貿易関連の中小企業・小規模企業の育成・支援の方向づけや、輸出拡大が見込まれる国・地域の選定とそこでの海外展開、そして、より多くの現地消費者に購入してもらえるような流通・販売の方策などについて、より戦略的に取り組んでいかれるよう要望いたします。

また、県内生産品の輸出においては、農業生産技術や日本一の残留農薬分析技術も本県の強みであることから、この強みを生かすことにより、世界に誇れるさまざまな県内生産品の輸出が促進され、ひいては生産者に反映されるような海外戦略が展開されることを要望いたします。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、海外調査を行ったことにより、現地の方々から今後の海外展開に関する貴重な御意見等をいただくとともに、調査先の皆さんから直接お話を伺うことで、県議会と海外とのパイプをつくる第一歩となったのではないかと考えています。

アメリカがTPP離脱を正式に表明するなど、今後の貿易交渉の動向が不透明な中で、今後とも、世界経済、貿易等の国際情勢の変化を注視しながら、海外戦略に取り組んでいかなければなりません。当委員会の調査は一旦終了しますが、今回の調査が一過性のもので終わらな

いよう、引き続き取り組んでいく必要があります。

みやざきグローバル戦略の目的は、外貨の獲得、ビジネスチャンスの創出を図ることにより、本県経済・産業を活性化することにあります。この戦略の推進に当たっては、知事を本部長とする宮崎県グローバル戦略推進本部において全体をしっかりと把握し、関係部局が十分、連携・協力して、指標の進捗管理を行いながら、全庁体制で取り組んでいただくよう要望いたします。この戦略を着実に進めることで、県民生活が豊かで活力のあるものになること、そして本県が世界とともに成長していくことを期待いたしまして、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、スポーツ・観光対策特別委員会、丸山裕次郎委員長。

○丸山裕次郎議員 〔登壇〕(拍手) 当委員会では、スポーツ・観光対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

国民体育大会は、我が国最大の国民スポーツの祭典であります。本県では、昭和54年に「日本のふるさと宮崎国体」が開催され、国体の原点に立ち返る県民総参加の手づくり国体として、全国の方々との心の触れ合いを広める貴重な機会となりました。そして、この大会から35年が経過した一昨年7月、公益財団法人日本体育協会は、平成38年の第81回大会について、宮崎県での開催を事実上決定しました。

このような動きを踏まえ、当委員会では、「スポーツ振興対策に関すること」を1つ目の調査事項として、2巡目国体に向けての施設整

備やスポーツ競技力の向上に向けた取り組みなどについて幅広く調査することに決定しました。

次に、スポーツランドみやざきを掲げる本県は、これまで、ゴルフやトライアスロンなどの大規模大会の誘致や、プロ野球を初めとするスポーツキャンプ・合宿の誘致に取り組んできました。今後とも、継続的な受け入れや、受け入れ環境のさらなる充実に努めなければならないことはもとより、平成31年9月に開幕するラグビーワールドカップ2019日本大会や、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的スポーツイベントを控え、他県に出おくれることがないよう、事前合宿の誘致を初め、新たな受け入れの取り組みを加速させなければなりません。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開会式での「天岩戸開き」の再現や、神楽・古墳の世界遺産等への登録に向けた取り組みなど、本県が平成24年から32年までの9年間をかけて取り組みを進める記紀編さん1300年記念事業についても、これまでの取り組みの内容を検証し、これからの事業の方向性について、改めて議論しなければなりません。

このようなことを踏まえ、当委員会では、「観光振興対策に関すること」を2つ目の調査事項として、スポーツ大会・合宿受け入れの取り組みを初め、記紀編さん1300年記念事業などについて調査することに決定しました。

また、10月に実施した県外調査の結果を踏まえ、「スポーツ振興対策に関すること」及び「観光振興対策に関すること」の双方の調査事項にかかわることとして、スポーツ・観光に関する部局の設置についても調査することに決定いたしました。

以上の内容につきまして、積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、時間の関係上、ここでは主なものに絞って御紹介いたします。

まず、調査事項の「スポーツ振興対策」についてであります。

2巡目国体開催まで残り9年となりましたが、県有主要体育施設の整備を初めとして、各種視察団の受け入れ、県準備委員会あるいは県実行委員会の設置といった組織体制の整備など、開催に向けて取り組まなければならないことが非常に多い状況にあります。これらを滞りなく行うためには、必要な調査やデータの収集、整理を迅速に行った上で、早目に議論を開始し、スピード感を持ってこれを進めていく姿勢が求められます。

また、これだけの大きな大会になると、県のみにという発想ではなく、県民を初めとして、市町村、競技団体、民間団体等との連携や役割分担により取り組みを進めていく視点が極めて重要であります。そのため、県民や市町村、競技団体、民間団体等にも、2巡目国体に向けた議論に早い段階から参加してもらえるような仕組みづくりを考えなければなりません。

県当局には、2巡目国体に向けた取り組み、行事に関する議論を早目に開始し、スピード感を持ってこれを進めるとともに、2巡目国体や全国障害者スポーツ大会全般に関して、多様な意見を集約するための議論の場を早期に整えていただくよう要望いたします。

次に、2巡目国体に向けての施設整備についてであります。

最新の国勢調査によりますと、平成27年10月1日現在の本県の人口は約110万4,000人で、平成22年と比べ約3万1,000人減少しており、本県

の人口減少の進行は顕著となっております。このような状況において、仮に大規模かつ高度な機能を有する施設を整備したとしても、大幅な利用者増加は見込みにくいと予想されます。2巡目国体開催に求められる施設の規模や機能はどの程度なのかを考えると同時に、国体後に見込まれる利用者数をベースにした適正なランニングコストについても考える必要があります。

他方で、国体後に必要となる可能性が高い施設機能等については、多少費用がかさむとしても、建築時に整備するのが経済的であります。調査で訪れた山口県では、国体開催のみを念頭に設計、建築を行ったため、国体後に観客席や諸室の増設を行わざるを得なくなった事例が紹介されました。経済活性化の視点も踏まえ、国体後に必要となる可能性が高い施設整備等については、県民への十分な説明を行いながら前向きに検討することも必要と考えます。

県当局には、施設整備後におけるランニングコストの適正額について調査するとともに、国体後の状況により必要となる可能性が高い施設機能等の把握にも努め、2巡目国体後を見据えた施設整備となるよう要望いたします。

次に、調査事項の「観光振興対策」のうち、記紀編さん1300年記念事業についてであります。

記紀編さん1300年記念事業の事業期間である9年間のうち、既に半分以上が経過しました。これまでの事業経過を振り返ってみますと、各講座・講演の参加人数やバスツアーの集客人数はおおむね増加傾向になっており、一定の事業効果は認められるところであります。

ただ、県民意識調査における「本県の神話や伝承、神楽、史跡など歴史的・文化的資源に関心がありますか」との問いに対して、「関心が

ある」または「少し関心がある」と答えた者の割合は、平成24年度から27年度まで、おおむね60%台後半で推移しており、増加には転じていません。また、肌感覚としても、県民による機運の高まりという点でやや乏しい印象があります。

県当局には、本県の神話・伝説や史跡などに関する県民認知度や経済波及効果に関する明確な数値目標を設定し、到達度を確認しながら、必要に応じて事業の見直しを行うなど、「効果が出る・見える」事業となるよう要望いたします。

次に、「スポーツ振興対策」「観光振興対策」双方の調査事項にかかわることとして、スポーツ・観光に関する部局の設置についてであります。

現地調査をしましたKIRISHIMAヤマザクラ宮崎県総合運動公園や宮崎県体育館では、改修では間に合わないほど老朽化が進行している実態を確認しました。これは、1巡目国体後に大規模な改修が適切に実施されなかったことが主な原因と考えられます。

一方、3年後に2巡目国体を迎える鹿児島県では、メイン会場の県立鴨池陸上競技場について、1巡目国体後に大規模な改修を行っており、2巡目国体に向けても既存施設の改修で十分対応できるとのことでした。メイン会場となる陸上競技場だけを見ても、隣県が約50億円程度の改修で2巡目国体を迎えることができるのに対し、本県は約150億円もの巨額を投じないと2巡目国体を迎えることができないという事実には、真摯に向き合わなければなりません。過去に大規模な改修が適切に実施されなかったのは何が原因かについて、徹底した議論が必要となります。

県当局には、1巡目国体時の反省に立ち、2巡目国体で整備される施設の改修が適切に実施されるよう、スポーツ行政の所管に係る組織体制のあり方について検討を進めるよう要望いたします。

次に、文化・スポーツ振興局の設置についてであります。

知事は、自身の政策提案において、文化・スポーツの振興を総合的に推進する部署「文化・スポーツ振興局」の設置を掲げておられます。長い時間をかけて守り育てられた本県の伝統・伝承文化や、これまで官民で積み上げてきたスポーツランドみやぎきの取り組みをさらに前に進め、これらを観光の振興にいかにつなげていくかは、観光を基幹産業とする本県にとっては極めて重要な視点の一つであります。

しかしながら、文化行政との融合や推進への意気込みを組織再編を通じて県内外にアピールする取り組みでは、沖縄県や佐賀県、山口県といった近隣県に先を越されている状況にあります。また、スポーツキャンプ・合宿誘致の取り組みではトップランナーであり続ける本県であります。他県の追い上げは激しいものがあり、今春キャンプインしたプロ野球1軍の球団数では沖縄県がトップになるなど、部分的に競り負けているのも事実です。時代にマッチした組織体制づくりやニーズに合った新規事業の開発について、本県はどういった振興戦略を打ち出すべきか、今まさに判断の岐路に立っていることを認識すべきだと考えます。

県当局には、知事が政策提案で示す「文化・スポーツ振興局」の設置について、その具体像を早期に明らかにするよう要望いたします。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、これらの提言をまとめるに当たり1

年間にわたって調査活動を進めてまいりました。

特に、焦点となっている2巡目国体に向けた施設整備については、当委員会においても多くの時間を費やし、議論を積み重ねてまいりました。中でも、再整備が必要となります陸上競技場、体育館、プールといった県有主要体育施設のあり方については、多くの県民の皆様が議論の行方に強い関心を示されています。そのことを考えますと、県当局は、議論の透明性、公平性を十二分に確保し、県民の皆様が納得できる説明に努めなければなりません。また、2つまで絞り込まれている整備候補地の早急な決定、無理や無駄のない整備スケジュールの策定など、残り少ない時間を有意義に使っていく姿勢が求められるところであります。

これから本県が取り組む国民文化祭や国民体育大会といったビッグイベントは、数十年に一度の県を挙げての大事業となります。そのため、これらを一過性のイベントとして終わらせるのは惜しく、県勢発展の足がかりとして活用する姿勢が必要となると考えます。10年後、20年後、あるいはその先の本県の姿に思いをめぐらせ、本県が進むべき方向性について大局的な議論を積み重ねる上で、国民文化祭や国民体育大会はよい契機となり得ます。これらのビッグイベント成功のために構築される議論の場や、人と人とのつながりといった無形の財産は、これからの県勢発展の原動力となる可能性を秘めています。イベント後にこれらをどう生かすかは大切にしたい視点の一つであり、新たに整備される施設等の有形の財産の活用とあわせて、今後の議論が望まれるところであります。

ビッグイベントの開催に向けて乗り越えるべき課題は多くありますが、県勢発展へのきっか

けをつかむよいチャンスと前向きに捉え、県民皆でよりよいものをつくり上げようという機運が一層高まっていくことを切に願ひまして、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 以上で特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

---

平成29年 3月22日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 黒木 正一  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

「テロ等準備罪」の新設について慎重な検討を求める意見書

議員発議案第4号

地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書

議員発議案第5号

海洋ごみの処理推進を求める意見書

---

◎ 議員発議案第3号から第5号まで  
追加上程、採決

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第3号から第5号までの各号議案を日



程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第3号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第3号から第5号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

---

### ◎ 副知事退任挨拶

○星原 透議長 ここで、3月31日をもって任期を終えられます稲用副知事及び内田副知事から御挨拶をいただきます。まず、稲用副知事、御登壇願います。

○副知事（稲用博美君）〔登壇〕 このような時間を設けていただきまして、お礼を申し上げます。

4年間、至らぬ副知事でありましたが、県議

会の皆様には大変広やかな心をもって接していただきましたことを感謝申し上げます。

とりたててすぐれたところというのは何もございません。ただ、誠実に真面目に物事に接する、人に接する、それだけを心がけてまいりました。そういうようなことですので、この4年間、副知事としてどれだけのことができたか、まことに心もとない限りであります。幸いなことに、私の周りにはたくさんすばらしい県庁の仲間がいてくれました。その彼らの助けを得、また、市町村、関係機関、あるいは県民の皆様の御協力をいただき、そして時には家族の支えもあって、何とか自分の仕事をやり遂げたのではないかと思っているところです。その評価というのはいろいろあるのだろうと思いますが、元気な宮崎、明るい宮崎が現在築き上げられているということを思うときに、自分なりに一定の達成感、満足感を持っているところでございます。

しかしながら、宮崎県はまだやるべきこと、やれることがたくさんございます。これから、県議会の皆様の御指導、御鞭撻、そしてさらには御協力のもとに、県庁の仲間たち、県職員が一丸となって、さらには県民の皆様の力を結集して、これからさまざまな課題を解決していただきたいと考えております。私も、これから県民の一人として、自分のできる限りのことをしていきたいと思っているところでございます。

重ねまして、これまでの御厚情に感謝申し上げます。挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○星原 透議長 次に、内田副知事、御登壇願います。

○副知事（内田欽也君）〔登壇〕 退任に当た

りまして、一言御挨拶を申し上げます。

星原議長を初め議員の皆様には、この4年間、公私にわたり御指導賜りましたことを、ま  
ず厚く御礼申し上げます。

副知事の仕事というのは、恐らく、知事の政策を実現するための各部長の取り組みをしっかりサポートしていくことだろう、そんなつもりで4年間過ごしてまいりました。国土交通行政以外の分野でも、例えばキャビアのブランド化でありましたり、「日本のひなた」のプロモーションでありましたり、幅広い分野に携わらせていただいたことを大変光栄に思っておりますし、この4年間で明るく前向きな話題が大変多かつたなど、改めてその機会にこの宮崎にいられたことを感謝しているところであります。

また、県内各地を回る中で、すばらしい景色ですとか、神楽等の文化に触れることができましたし、何よりも本当に多くの方々、農林水産業、商工業、建設業、多くの分野の方々と出会い、交流を深めることができました。私にとってはこれが一番大きな財産だなど、今、改めて思っているところであります。

今後は、また立場は変わりますが、宮崎の発展のために努めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。4年間、大変ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 両副知事には丁重な御挨拶をいただき、まことにありがとうございました。

稲用、内田両副知事におかれましては、平成25年4月に就任以来、県勢の発展と諸課題の解決に大変な御尽力をいただきました。その御功績に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

今後とも、本県のさらなる発展に御協力及び

御指導を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の言葉といたします。まことにありがとうございました。

---

◎ 閉 会

○星原 透議長 これをもちまして、平成29年2月定例県議会を閉会いたします。

午後0時3分閉会